

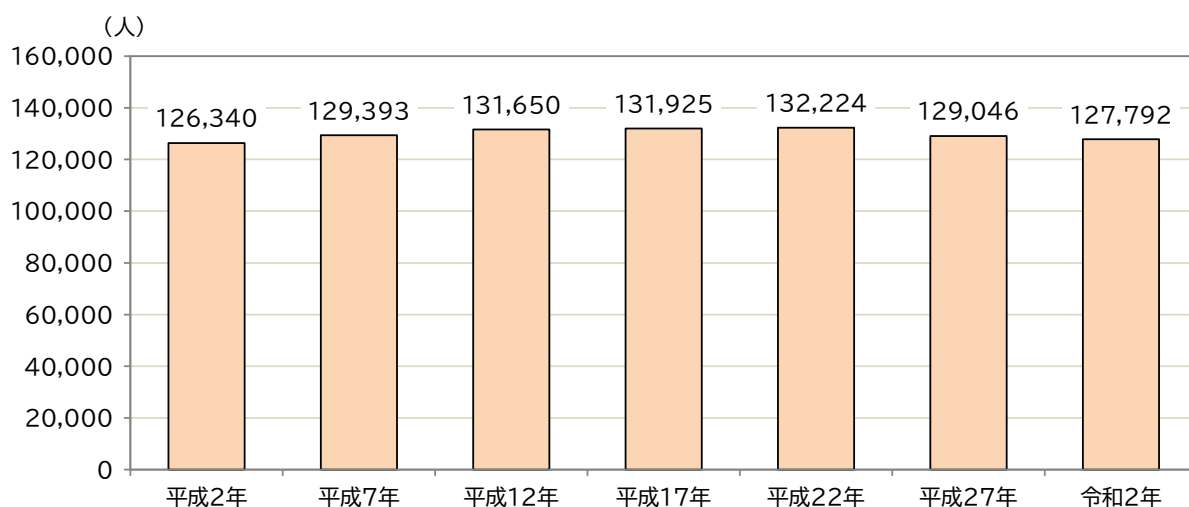
資 料

(1) 人口

国勢調査によると、瀬戸市の人口は平成22年に132,224人でピークを迎え、緩やかに減少傾向にあります。

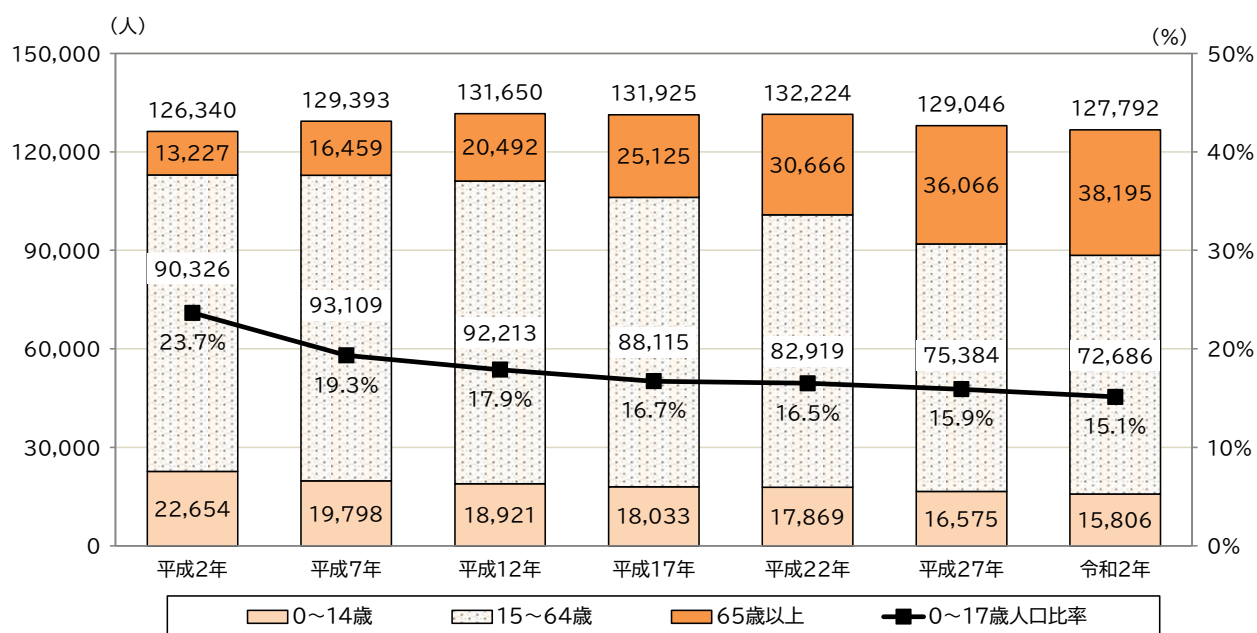
年齢3区分別に人口の推移をみると、65歳以上の高齢人口は平成2年以降増加が続いています。15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は減少傾向が続いています。0～17歳の子ども・若者人口の比率は緩やかに減少傾向が続いています。

総人口の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口と子ども・若者人口比率の推移

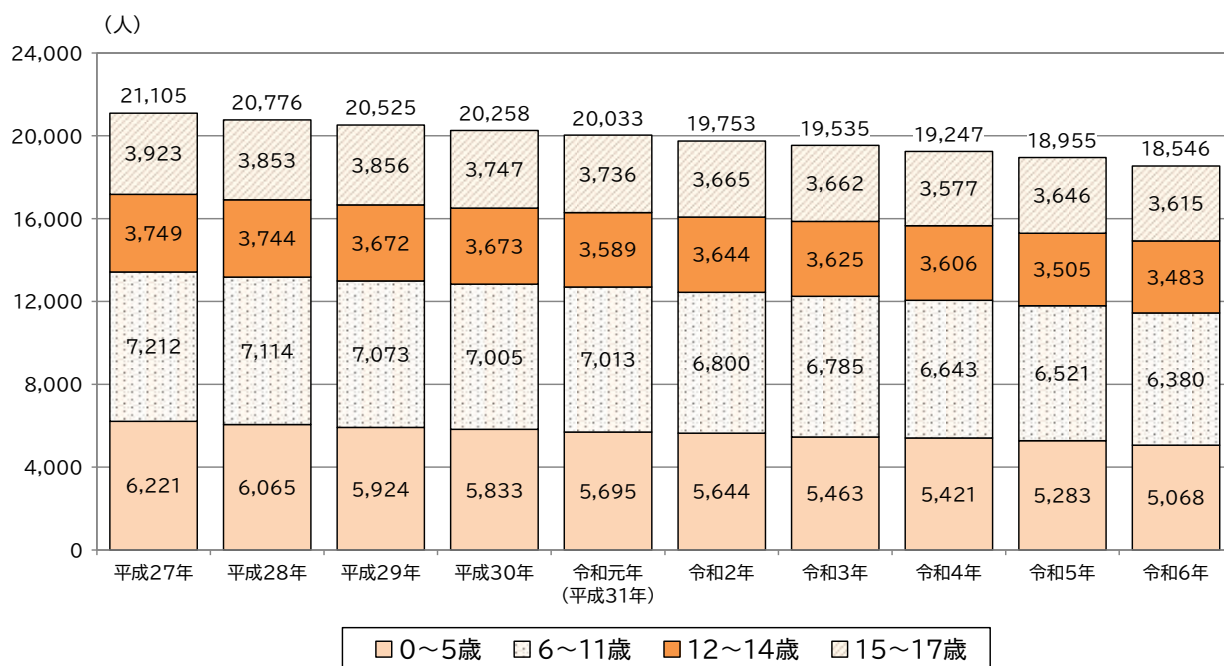


※総人口には年齢不詳も含むため、各年齢の合計値とは一致しません。 資料：国勢調査

0～17歳子ども・若者人口は、令和2年には2万人を割り込み、令和6年には18,546人まで減少しています。0～5歳人口は、平成27年には6,221人が令和6年には5,068人と1,000人以上少なくなっています。特に0歳は、935人が692人と大きく減少しています。

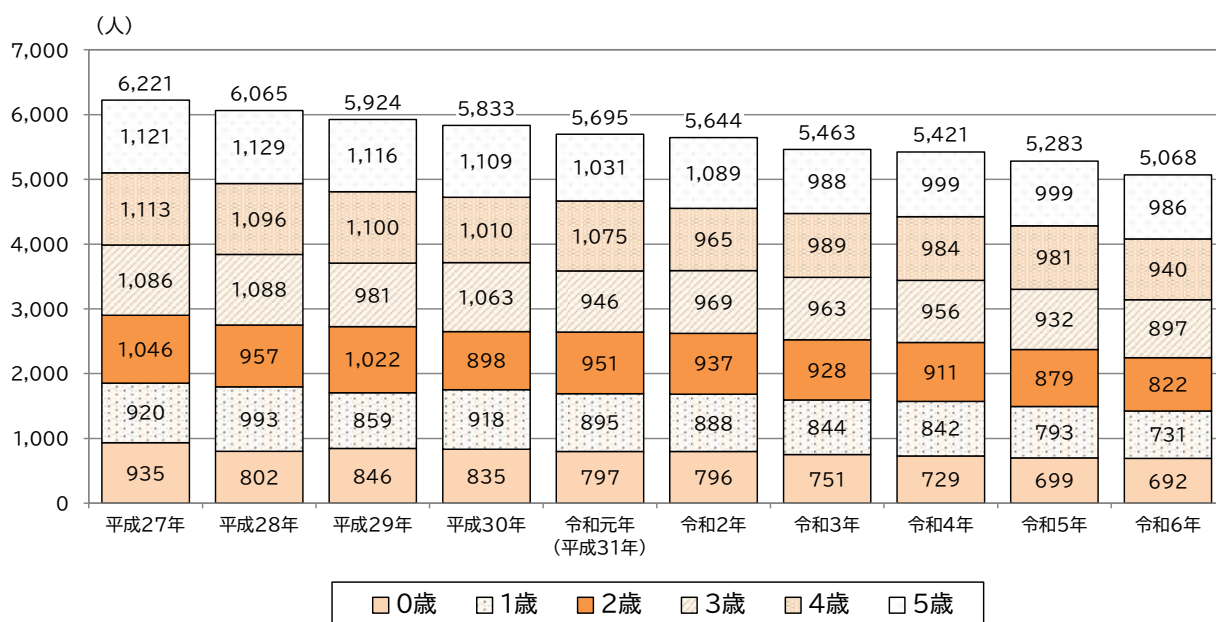
6～11歳の小学生の人口は、平成27年には7,212人が令和6年には6,380人と832人の減少となり、減少傾向が続いています。

子ども・若者人口の推移



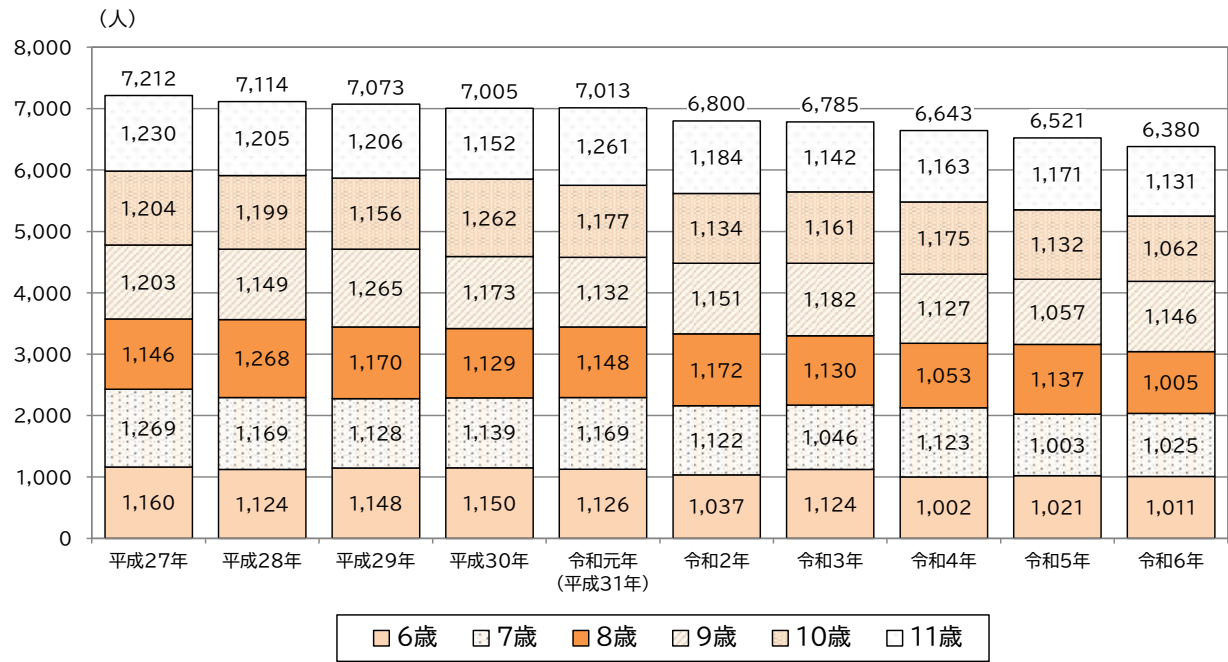
資料：瀬戸市住民基本台帳（4月1日現在）

0～5歳人口の推移



資料：瀬戸市住民基本台帳（4月1日現在）

6～11歳（小学生）人口の推移



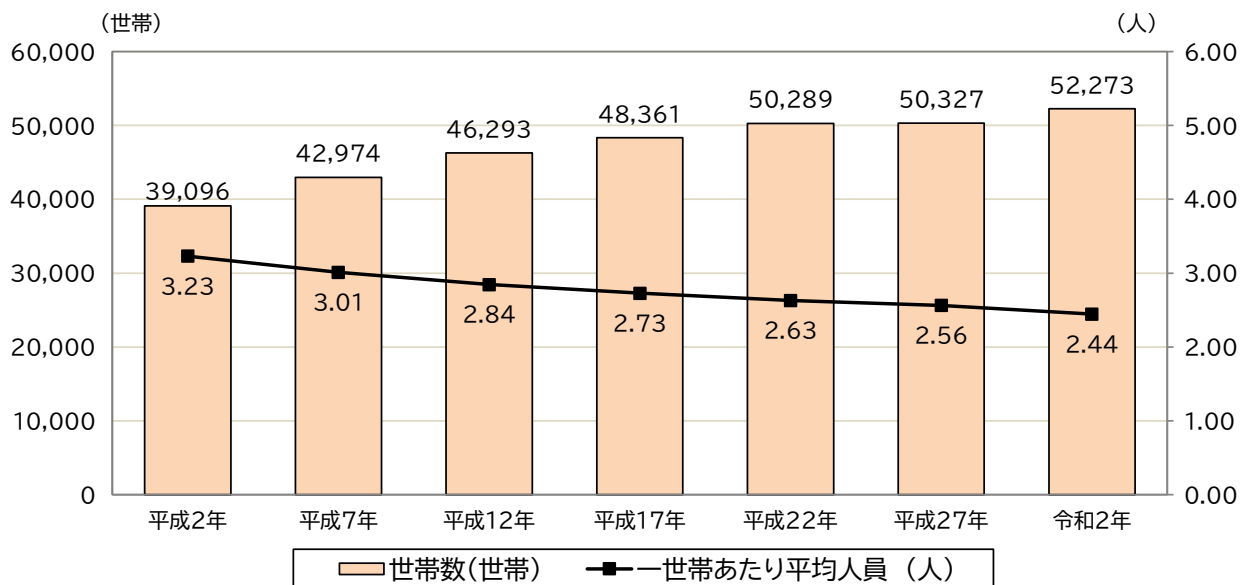
資料：瀬戸市住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯の状況は、国勢調査によると、平成2年以降増加傾向が続いており、13,000を超える世帯が増えています。一方で、一世帯あたり平均人員は減少傾向が続き、平成12年には3人を割り込み、令和2年には2.44人となっています。

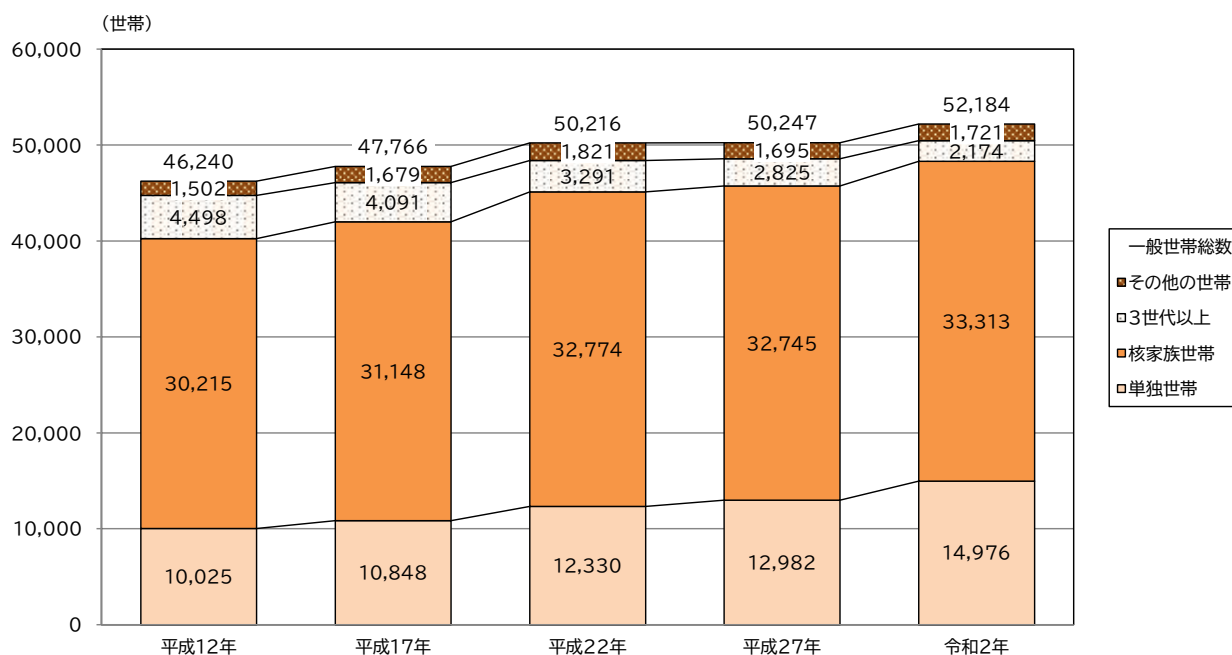
一般世帯の家族類型をみると、核家族世帯と単独世帯は増加傾向が続いており、3世代以上の世帯は減少傾向が続いています。

世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

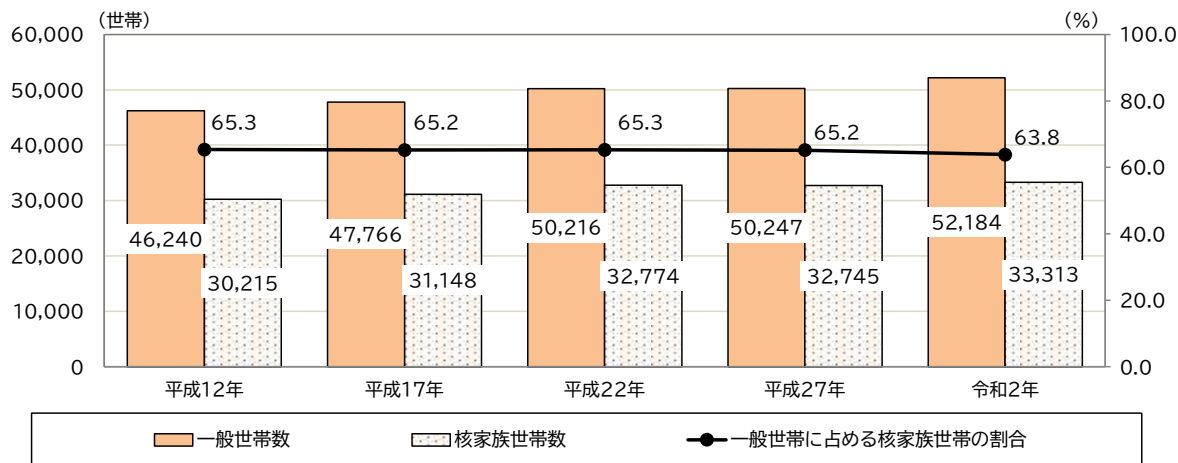
一般世帯の家族類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

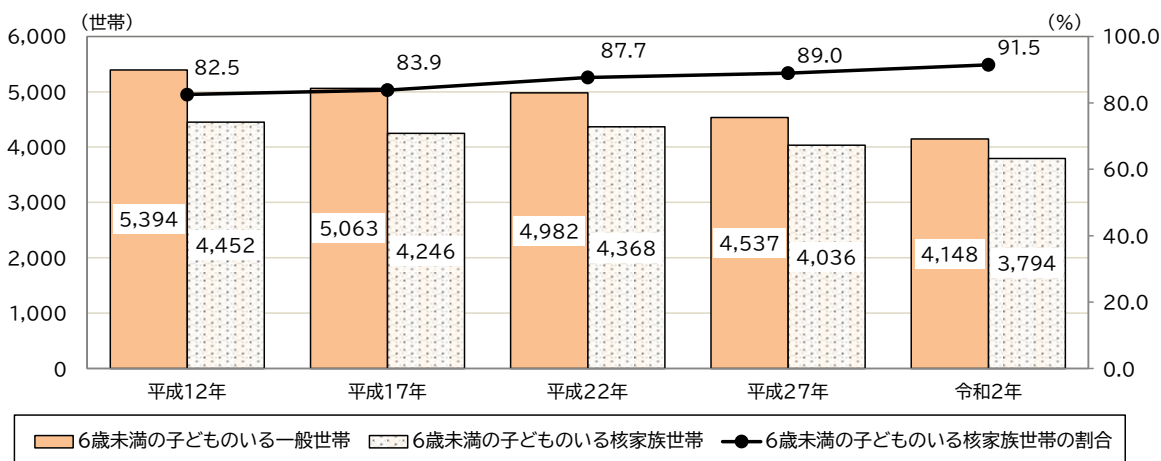
一般世帯のうち核家族の占める割合をみると、令和2年に全体では63.8%ですが、6歳未満の子どもがいる世帯では91.5%、18歳未満の子ども・若者のいる世帯では89.2%であり、子ども・若者のいる世帯の9割程度は核家族となっています。

核家族の状況



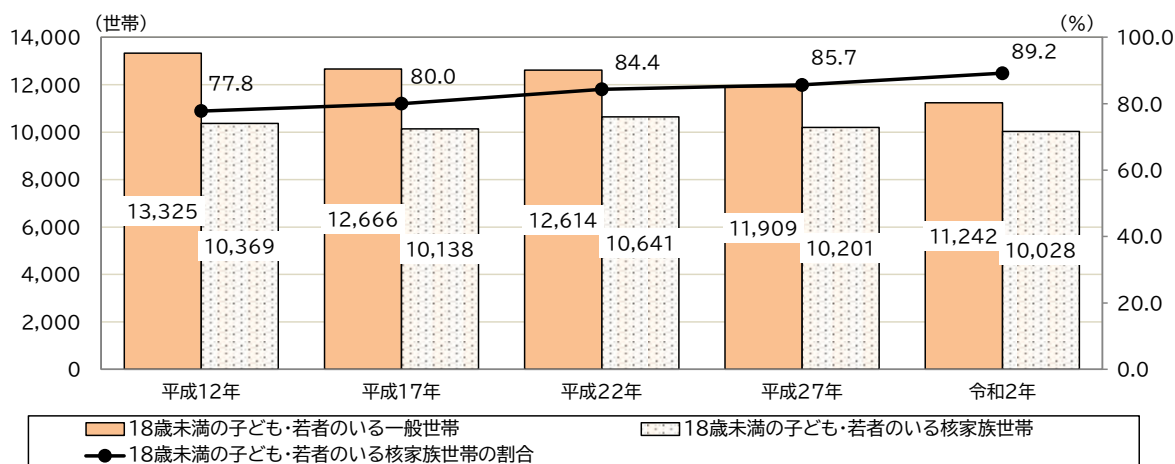
資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

18歳未満の子ども・若者のいる世帯の状況



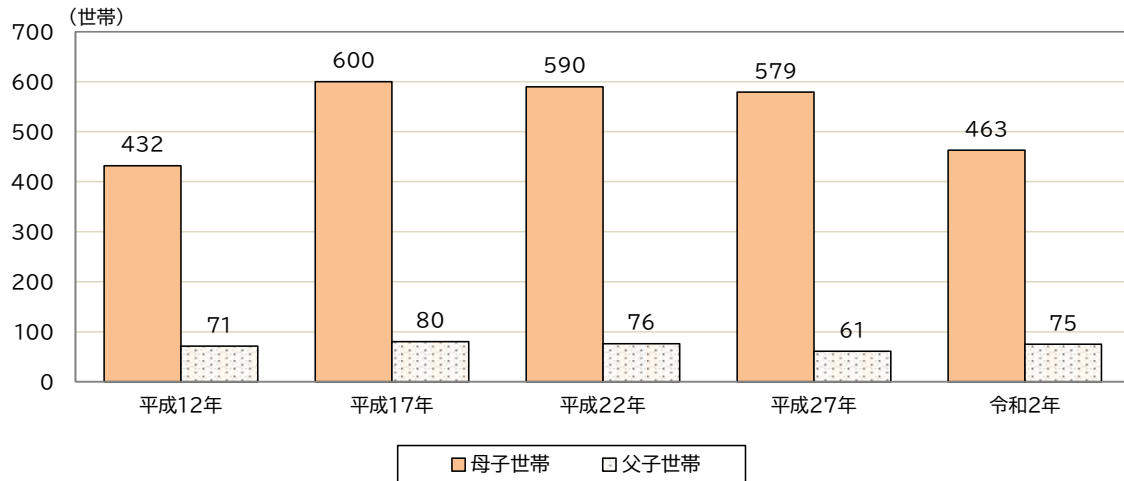
資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子ども・若者のいるひとり親世帯の状況は、母子世帯は平成17年が600世帯で最も多く、以降は減少傾向が続き、令和2年には463世帯まで少なくなっています。父子世帯は平成12年以降75世帯前後で推移しています。

父子世帯に比べて母子世帯が圧倒的に多い状況です。

18歳未満の子ども・若者のいるひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

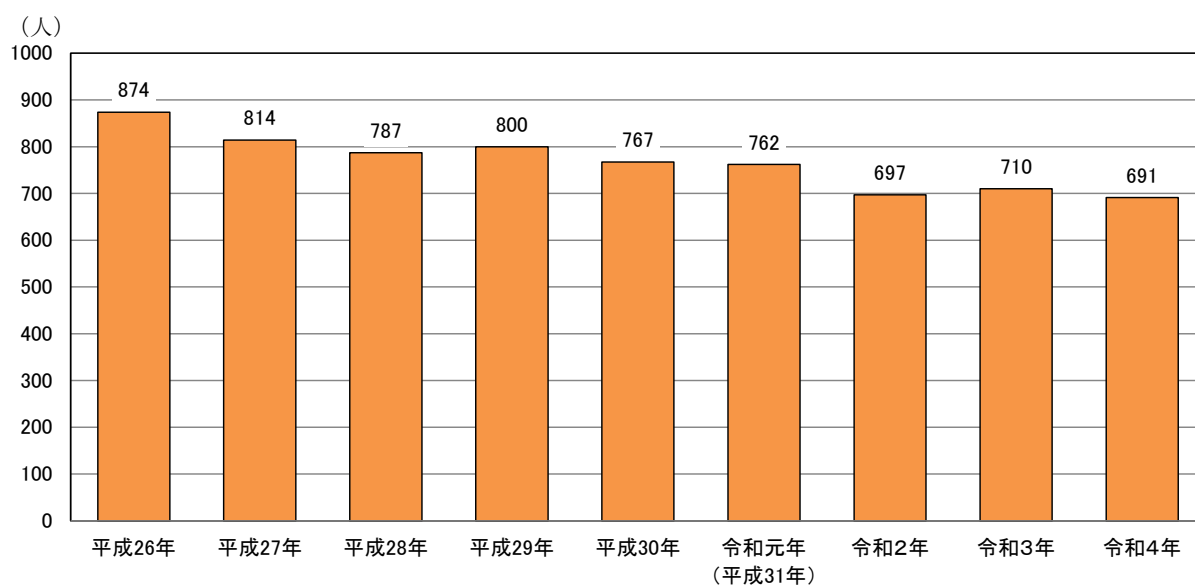
(4) 出生数

平成 26 年から令和 4 年までの出生数をみると、平成 26 年には 874 人でしたが、平成 30 年以降は 800 人を割り込み 760 人台、令和 2 年には 700 人を割り込んで 697 人まで減少しました。令和 3 年には 710 人と少し持ち直しましたが、令和 4 年にはこれまでに最も少ない 691 人となっています。

出生率（人口千対）は全国や愛知県全体と比べても低く推移しており、令和 2 年以降は 6.0 より低くなっています。

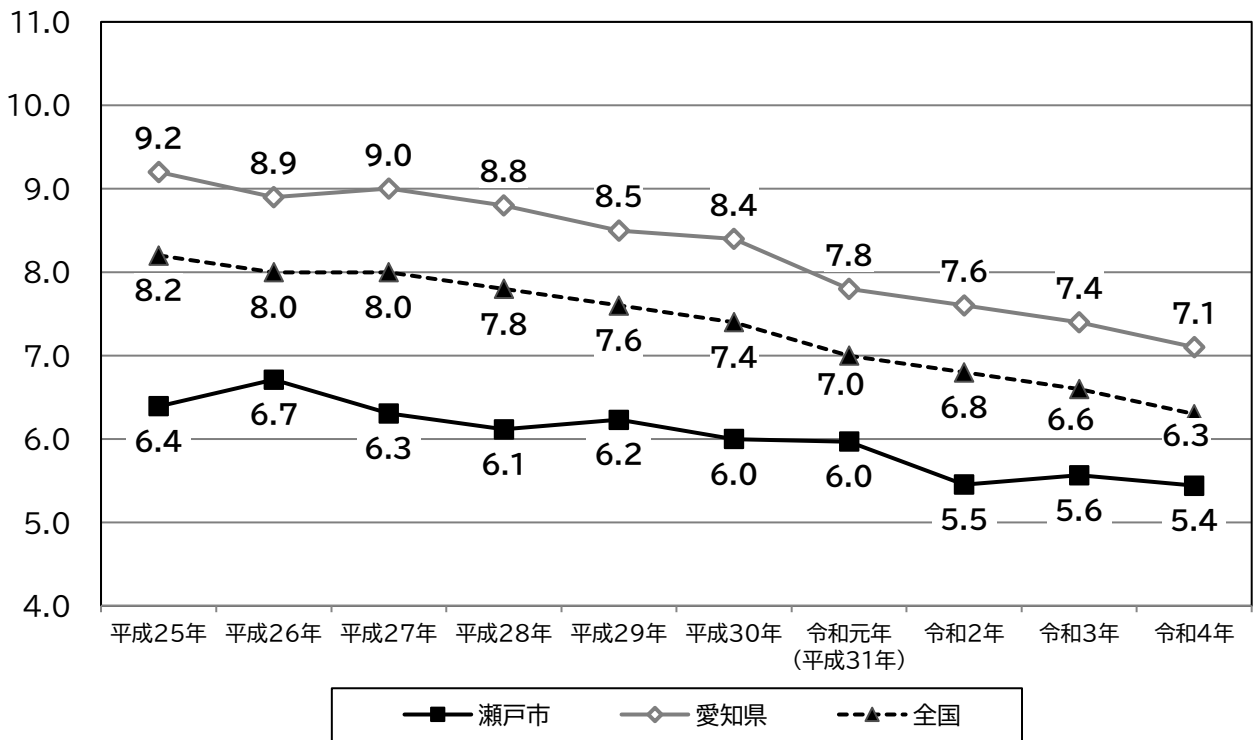
合計特殊出生率は、平成 25 年以降、全国、愛知県全体よりも低く、多少の増減はあるもののほぼ 1.2 台で推移しています。

出生数の推移



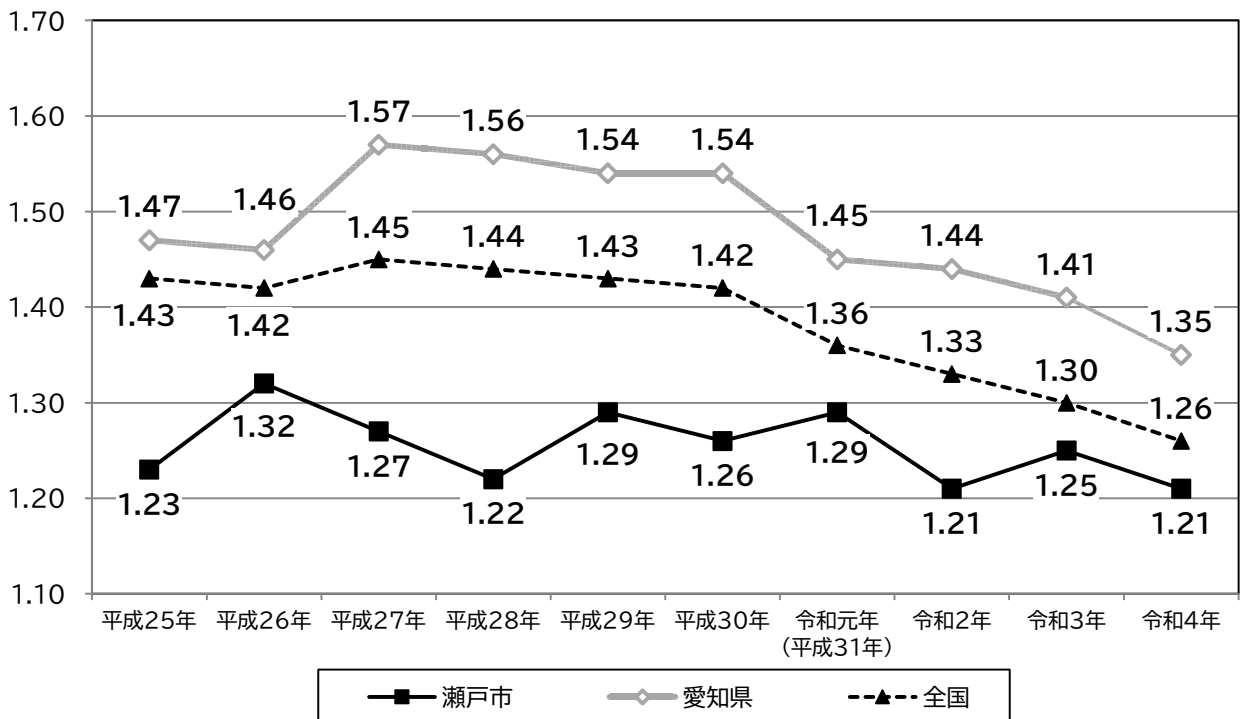
資料：愛知県衛生年報

出生率（人口千対）の推移



資料：愛知県衛生年報

合計特殊出生率の推移



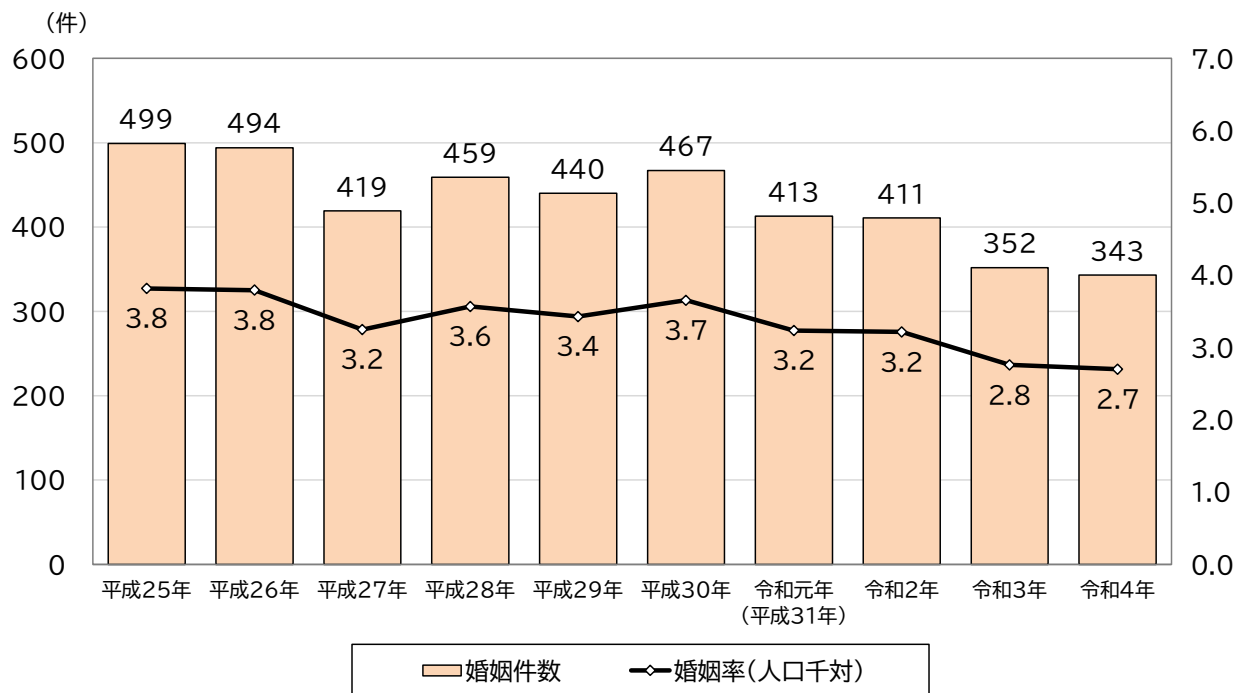
資料：人口動態統計・瀬戸市統計書

(5) 婚姻の状況

婚姻の状況は、緩やかな減少傾向にあります。令和元年から2年までには410件台となり、令和3年以降は350件前後まで減少し、人口千対の婚姻率も3.0を割り込んでいます。

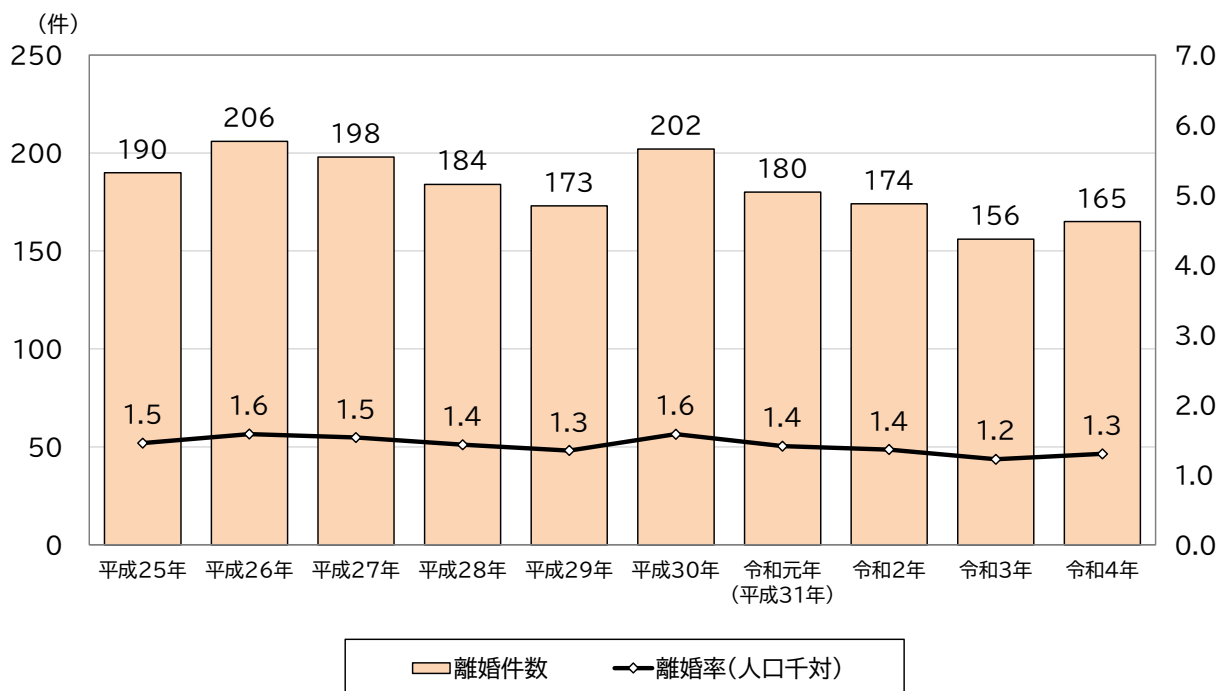
離婚の状況は年によって増減があるものの、全体としては横ばいで推移しています。

婚姻件数と婚姻率（人口千対）



資料：愛知県衛生年報

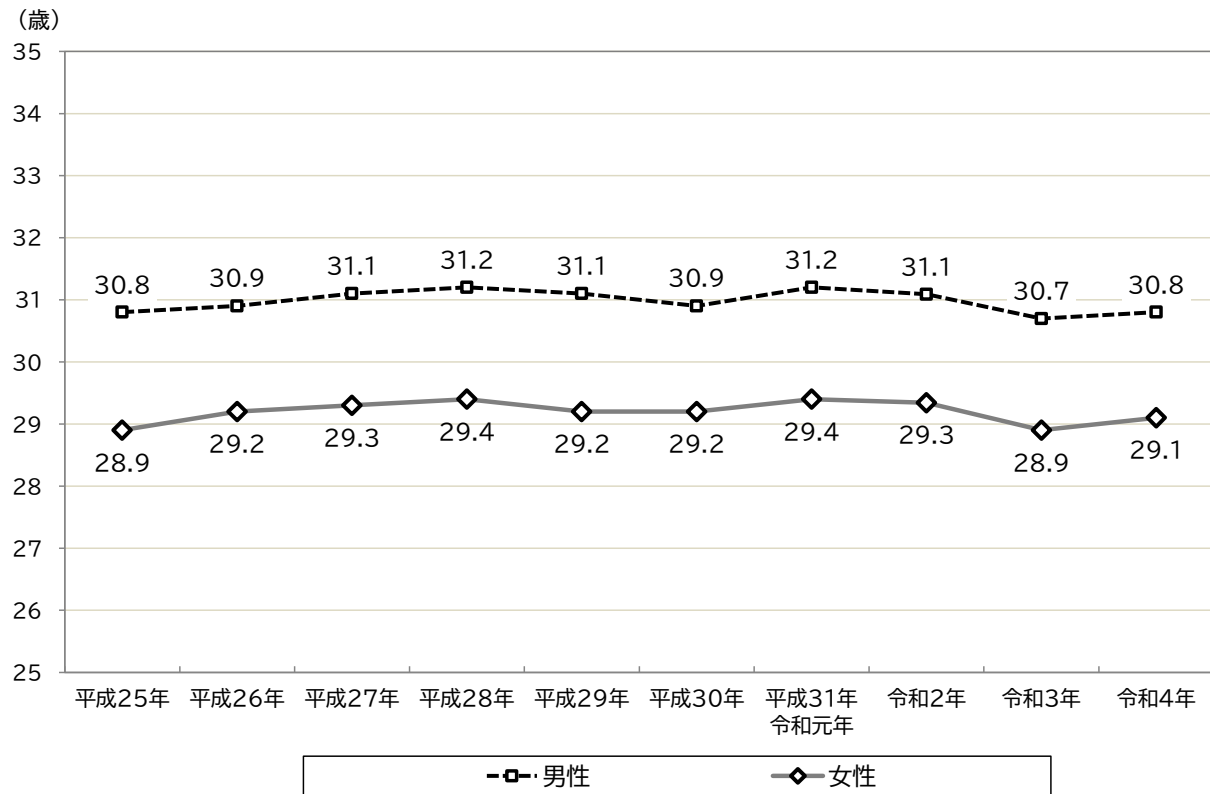
離婚件数と離婚率（人口千対）



資料：愛知県衛生年報

平均初婚年齢は、平成 25 年以降、男性は 31 歳前後、女性は 29 歳前後で推移しています。

平均初婚年齢の推移

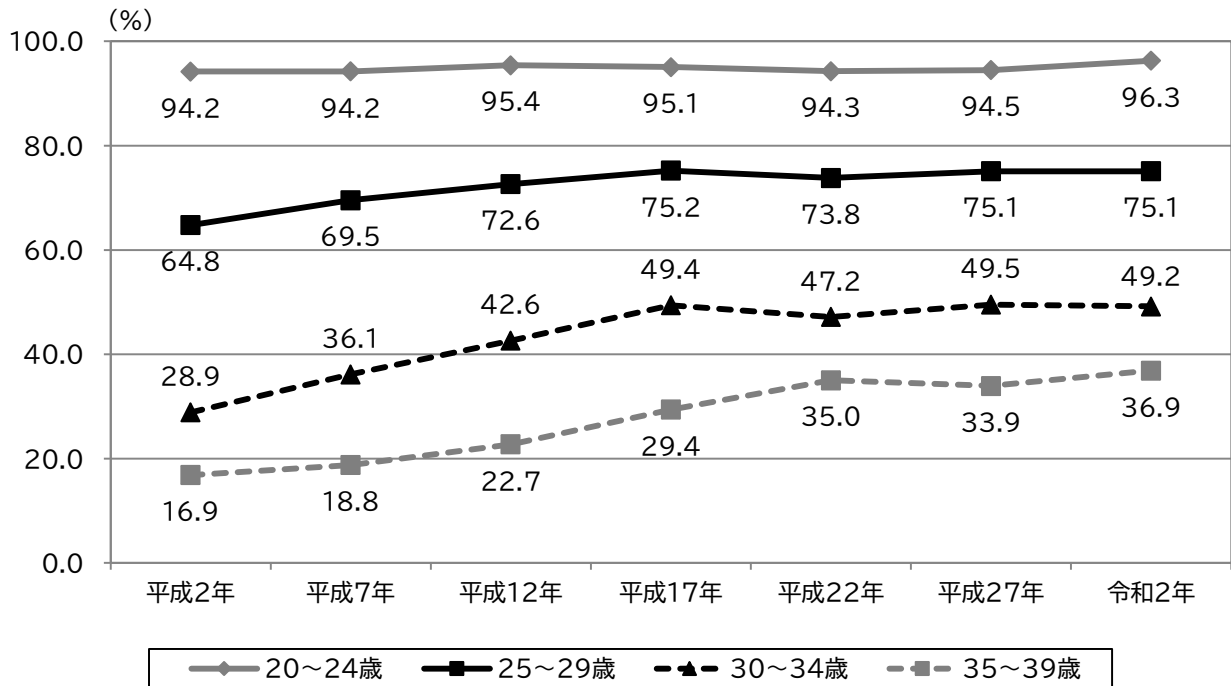


※瀬戸保健所の値であるため、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市を含みます。 資料：愛知県衛生年報

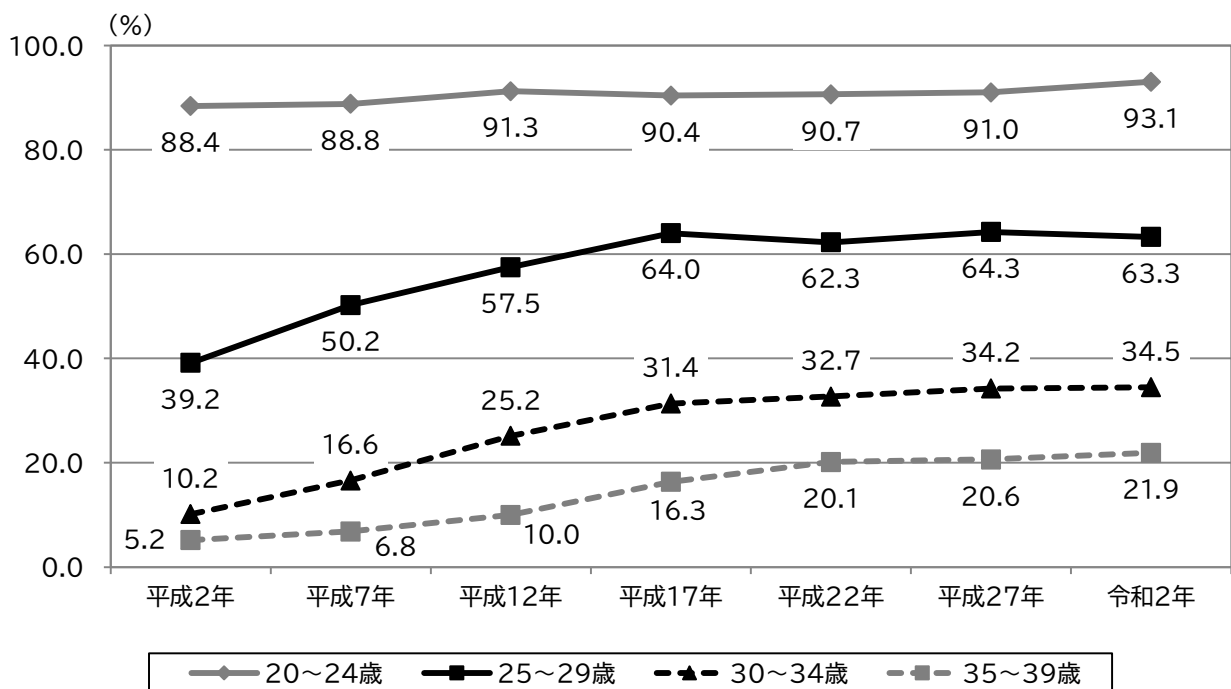
年齢別の未婚率は、平成17年以降男女とも20歳代はほぼ横ばいで推移していますが、30歳代前半は、男性は横ばい、女性はやや上昇しています。30歳代後半は男女ともやや上昇傾向が続いています。

未婚率の推移

【男性】



【女性】



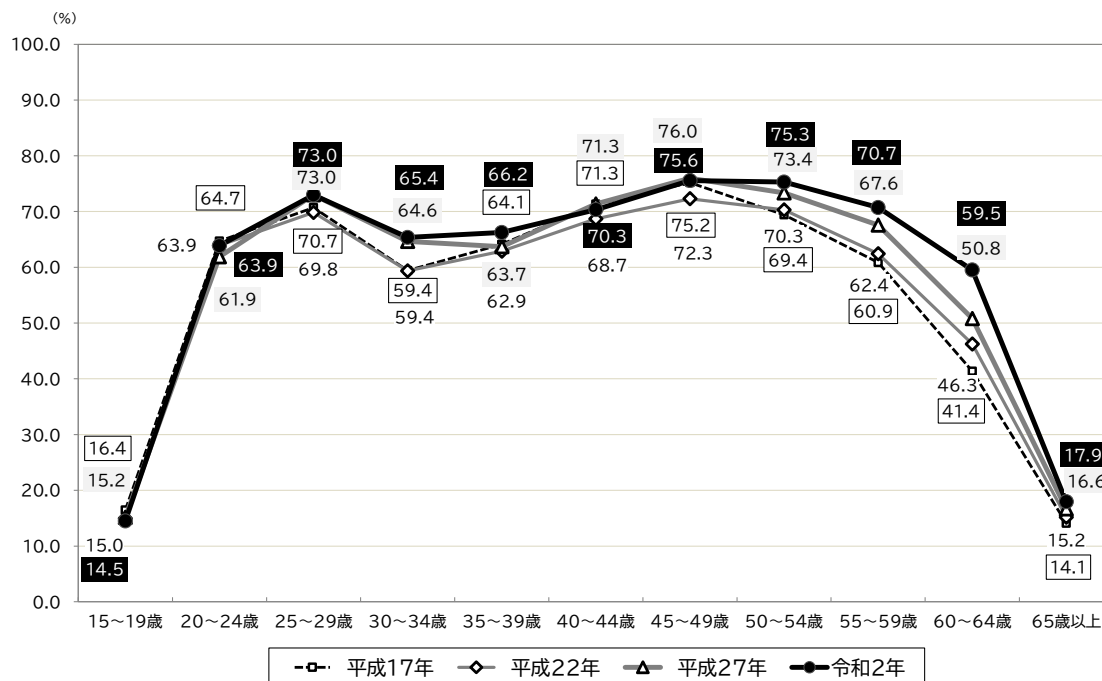
※令和2年は配偶関係の不詳補完値を採用して算出しています。 資料：国勢調査

(6) 女性の就労の状況

年齢別に女性の就業率をみると、いわゆるM字型カーブと言われるように、30歳代で就業率が低くなる状況は、令和2年にはかなり、台形に近づいています。

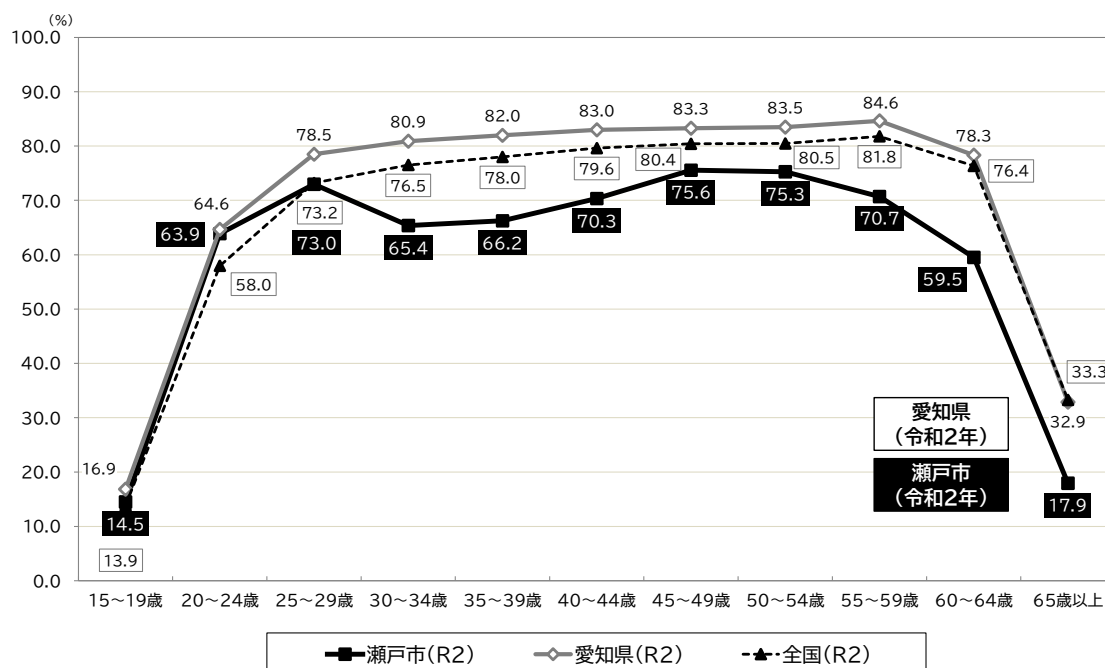
しかしながら、令和2年のデータを全国、愛知県全体と比較すると、30歳代以降は就業率が低い状況が続いており、子育て世代が職を離れ、年齢が上がっても低い状況が続いています。

女性の5歳階級別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の5歳階級別就業率の比較



資料：国勢調査

◆ 子ども・子育て会議

会議	内容	実施日
令和5年度第1回 子ども・子育て会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定に係る考え方について協議 ・瀬戸市子ども総合計画の改定に向けたアンケート調査の考え方について協議	令和5年5月23日
令和5年度第2回 子ども・子育て会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定に向けたアンケート調査の項目(たたき台)について協議	令和5年10月13日
令和6年度第1回 子ども・子育て会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定に向けたアンケート調査の結果について協議	令和6年5月22日
令和6年度第2回 子ども・子育て会議	・第2次瀬戸市子ども総合計画の骨子案について協議	令和6年7月26日
令和6年度第3回 子ども・子育て会議	・第2次瀬戸市子ども総合計画の素案について協議	令和6年11月20日
令和6年度第4回 子ども・子育て会議	・第2次瀬戸市子ども総合計画(案)に関するパブリックコメントの結果について協議 ・第2次瀬戸市子ども総合計画案について協議	令和7年2月17日

◆ 子ども・若者支援地域協議会

会議	内容	実施日
令和5年度第1回 子ども・若者支援地域協議会	・瀬戸市子ども総合計画の改定について報告	令和5年10月13日

◆ 子育て総合支援センター関係機関会議

会議	内容	実施日
令和5年度第2回 子育て総合支援センター関係機関会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定について報告	令和6年2月7日

◆ 保健・医療・福祉総合調整推進会議

会議	内容	実施日
令和5年度保健・医療・福祉総合調整推進会議 医療福祉専門部会	・瀬戸市子ども総合計画を令和6年度の検討課題とすることについて提起	令和6年2月29日
令和6年度保健・医療・福祉総合調整推進会議	・瀬戸市子ども総合計画を令和6年度の検討課題としたことについて報告	令和6年7月26日
令和6年度保健・医療・福祉総合調整推進会議 医療福祉専門部会	・瀬戸市子ども総合計画の改定状況について報告	令和7年2月26日

◆ 少年センター運営協議会・支部長合同会議

会議	内容	実施日
令和6年度第1回 少年センター運営協議会 ・支部長合同会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定について報告	令和6年5月17日

◆ 子育て支援地域連絡会議

会議	内容	実施日
令和6年度第1回 子育て支援地域連絡会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定について報告	令和6年6月28日
令和6年度第2回 子育て支援地域連絡会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定状況について報告	令和7年2月21日

◆ 子ども総合計画庁内連携会議

会議	内容	実施日
子ども総合計画 庁内連携会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定について報告 ・第2次瀬戸市子ども総合計画の骨子案について協議	令和6年7月9日

◆ 子ども・若者会議

会議	内容	実施日
令和6年度第1回 子ども・若者会議	・瀬戸市子ども総合計画の改定についてグループワーク	令和6年8月6日

◆ 民生委員児童委員協議会理事会

会議	内容	実施日
民生委員児童委員 協議会理事会	・瀬戸市子ども総合計画の改定状況について報告	令和7年1月8日

◆ 総合教育会議

会議	内容	実施日
総合教育会議	・第2次瀬戸市子ども総合計画案における「子ども・若者の居場所づくり」について報告	令和7年2月13日

◆ 住民参画

住民参画	内容	実施日
アンケート調査	・瀬戸市子ども総合計画の改定に向けたアンケート調査	令和5年12月4日 ～12月25日
パブリックコメント	・第2次瀬戸市子ども総合計画（案）に関するパブリックコメント	令和7年1月6日 ～2月5日

平成 25 年 3 月 26 日
条例第 9 号

(趣旨)

- 第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。
(平 30 条例 15・令 5 条例 9・一部改正)

(設置)

- 第 2 条 子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法(昭和 48 年法律第 141 号)等の子ども(子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)に関する法律に掲げる児童福祉又は母子保健施策の調査審議等をするための市長の諮問機関として、瀬戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。
(平 30 条例 15・一部改正)

(組織)

- 第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織し、委員は市長が任命する。
(平 30 条例 15・一部改正)

(臨時委員)

- 第 4 条 子ども・子育て会議に、次条に掲げる担当事務に関し特別の事項を調査審議させ、又は処理させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員は、市長が任命することとする。
(平 30 条例 15・追加)

(担当事務)

- 第 5 条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。
(1) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
(2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
(3) 家庭的保育事業等の認可に関すること。
(4) 児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する事項について調査・審議すること。
(5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議すること。
(平 30 条例 15・追加)

(会長及び副会長)

- 第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(平 30 条例 15・旧第 4 条繰下)

(会議)

- 第 7 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(平 30 条例 15・旧第 5 条繰下)

(庶務)

- 第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。
(平 29 条例 24・一部改正、平 30 条例 15・旧第 6 条繰下)

(委任)

- 第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(平 30 条例 15・旧第 7 条繰下)

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日条例第 24 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和5年度・令和6年度順不同)

	所属	役職	氏名
会長	日本福祉大学 社会福祉学部	学長補佐 教授	野尻 紀恵
副会長	中央児童・障害者相談センター	センター長	前田 清
委員	瀬戸保健所	健康支援課長	現任 古橋 完美
			前任 原口 浩美
委員	瀬戸市民生委員児童委員協議会	子育て支援部会長	可児 麻美
委員	瀬戸市子ども会連絡協議会	会長	横井 暢彦
委員	公立陶生病院	新生児センター長 小児科部長	加藤 英子
委員	愛知県立大学 教育福祉学部	地域連携センター長 教授	山本 理絵
委員	瀬戸市自治連合会 瀬戸市社会福祉協議会	会長 副会長	現任 加藤 文弥
			前任 伊藤 勉
委員	株式会社マルニ運輸	取締役	大橋 久美子
委員	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン東海支部	理事	横井 寿史
委員	瀬戸市教育委員会	委員	現任 安井 友香
			前任 田中 直美
委員	瀬戸公共職業安定所	所長	現任 坂梨 範子
			前任 土方 健

令和7年3月10日

瀬戸市長 川本 雅之 殿

瀬戸市子ども・子育て会議
会長 野尻 紀恵

瀬戸市における子ども・若者政策に対する意見書

当会議は、瀬戸市子ども・子育て会議条例により、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づく審議会として設置された市長の諮問機関であり、これまで瀬戸市の子ども・若者政策に係る調査・審議に取り組んできました。

現在、国は、児童虐待、不登校、いじめ等の件数が増加傾向にあることを喫緊の課題と位置づけ、「こども施策」を強力に推進し、令和5年4月1日施行のこども基本法では、子ども・若者と保護者に対する取組は、地方自治体にも責任があることが示されました。

このことから、当会議は、今までの取組結果を踏まえ、期待を持って瀬戸市に対し、子ども・若者政策を断片的ではなく、切れ目なく体系的に、かつ責任を持って取り組むよう要請します。

ついては、瀬戸市におかれましては下記の事項に十分留意され、第2次瀬戸市子ども総合計画に基づき、子ども・若者政策を確実に実行することを求めます。

記

- 1 子ども・若者政策について、学校、自治会、NPO団体、企業等、地域社会全体で「こどもまんなか社会」を実現するため、行政は責任感と使命感を持って積極的に推進してください。
- 2 子ども・若者が自分らしく生きることができるよう、過去の経験や固定観念によって判断するのではなく、「子どもの最善の利益」を第一に考え、子ども・若者の声を聴いてください。また、子ども・若者会議をはじめ、自分の意見を表明できる機会と場を拡充するとともに、その意見を政策に反映するなど、意見の実現に取り組んでください。
- 3 「子どもの最善の利益」を実現するため、子どもの権利条約の4つの原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の地域社会へのさらなる周知を図り、その理解を促進するとともに、「子どもの権利」が守られるよう、権利擁護体制を充実してください。

- 4 子ども・若者が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）を保つことができるよう、教育と福祉をはじめとする多様な分野の連携を強化し、制度や年齢の谷間に落ちずに切れ目ない支援を受けられるよう取り組んでください。
- 5 子ども・若者が発達段階ごとに、「遊び」をはじめとする多様な体験やさまざまな人との交流、信頼できる大人とのかかわりを持てるよう、子ども・若者と協働しながら地域社会と連携し、子ども・若者の成長につながる居場所づくりを推進してください。
- 6 子育て家庭が社会から孤立せず、子ども・若者にとって心理的安全性の基盤となるよう、企業による働き方改革を促進するなど、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支えられる仕組みづくりに取り組んでください。
- 7 子ども・若者が将来にわたって精神的にも社会的にも自立できるよう、虐待、貧困等の予防的な対応や、子育てに困難を抱える家庭の早期発見への対応等のため、妊産婦から乳幼児、さらには子ども・若者に至るまで切れ目なく相談・支援を受けられる人員体制を強化してください。

以上

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条―第6条)

第3章 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務(第7条―第10条)

第4章 子どもの権利を保障する支援(第11条―第16条)

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復(第17条―第20条)

第6章 雑則(第21条)

附則

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。国際連合は、子どもの基本的な権利を保障するための「児童の権利に関する条約」を1989年(平成元年)に採択し、1990年(平成2年)に国際条約として発効しました。わが国は、この条約を平成6年に批准しています。

しかしながら、現状では幸せな環境で夢を持つて日々暮らしている子どもがいる反面、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等に悩み苦しむ子どもたちがおり、子どもの権利が守られているとは言い難い状況にあります。

本市は、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えることが重要となります。

このことから、本市は子どもの権利を保障することを目的にこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わつて子どもを養育する立場の者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。
- (4) 地域住民等 地域の住民、地域で活動を行う団体、地域の事業者等をいう。
- (5) 保護者等 保護者、学校等関係者及び地域住民等をいう。
- (6) 関係機関 他の地方公共団体、警察、医療機関等をいう。
- (7) 虐待等 虐待、いじめ、体罰等をいう。

第2章 子どもの権利

(安全に安心して生きる権利)

第3条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) 愛情をもつて大切に育てられること。
- (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。

- (6) プライバシーが守られること。
- (自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。
- (2) 自分で自分のことを決めること。
- (3) 自分の目標に向かって挑戦すること。
- (主体的に参加する権利)

第5条 子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。
- (のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 食べること。
- (4) 心及び体を休めること。
- (5) 文化、芸術、スポーツ、社会体験等の豊かな自己を育む経験ができること。

第3章 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務

(市の責務)

第7条 市は、国、他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 市は、子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第9条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、虐待及び体罰から子どもを守るため、その解決に向け、市及び関係機関と連携していくよう努めるものとする。

3 学校等関係者は、いじめの発見及び防止に努め、市及び関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第10条 地域住民等は、子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。

2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

第4章 子どもの権利を保障する支援

(子どもに関する施策の推進)

第11条 市は、瀬戸市子ども総合計画で策定した施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、瀬戸市子ども総合計画を改定する場合は、第13条に規定する子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。

(子どもの権利の周知及び学びの支援)

第12条 市は、子どもの権利について、子ども及び保護者等に広く周知するとともに、子ども及び保護者等が子どもの権利を学べるよう支援するものとする。

(子ども・若者会議の設置)

第13条 市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する。

(虐待等に対する取組)

第 14 条 市及び学校等関係者は、関係機関と連携し、子どもへの虐待等の早期発見に取り組むものとする。

2 市及び学校等関係者は、虐待等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して必要な支援を行うものとする。

3 市及び学校等関係者は、虐待等を予防するため、必要な取組を実施するものとする。

(子どもの育ちの支援)

第 15 条 市は、子どもが自発的に様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を作る等、豊かな自己を育むことを支援するものとする。

2 市及び学校等関係者は、子ども及び保護者がいつでも安心して相談できる場を作る等の支援をするものとする。

(子育て家庭への支援)

第 16 条 市は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう必要な支援をするものとする。

2 市及び学校等関係者は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう必要な支援をするものとする。

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員の設置)

第 17 条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を置く。

2 擁護委員は、3 人以内とする。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 擁護委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(擁護委員の職務)

第 18 条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとする。

2 擁護委員は、前項の調査及び調整の結果、必要と認めるときは、子どもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること(以下「勧告又は要請」という。)を行うものとする。

3 擁護委員は、勧告又は要請を行つた者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができる。

4 擁護委員は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができる。

(擁護委員への協力)

第 19 条 市及び学校等関係者は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するものとする。

2 保護者及び地域住民等は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するよう努めるものとする。

(勧告又は要請への対応)

第 20 条 市は、擁護委員から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員に報告しなければならない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

子ども・若者会議は、市が広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するために設置したもので、委員は、瀬戸市在住・在学・在勤の小学5年生から高校3年生年代までの子ども・若者で構成されています。

令和3年7月28日から活動しており、令和3年度から令和5年度までにかけては、主に瀬戸市子ども権利条例の制定及び周知に取り組み、委員をはじめ市内の小・中学生からもたくさんの意見をいただきました。

令和6年度については、瀬戸市子ども総合計画の改定や子どもの居場所づくり等をテーマに会議を実施しており、今後も子ども・若者が主体となって様々なことに取り組んでいきます。

瀬戸市子ども総合計画の改定にあたっては、令和6年度第1回子ども・若者会議にて、以下のテーマで意見をいただきました。

◆ 令和6年度第1回子ども・若者会議

日 時：令和6年8月6日（火） 午後1時30分～午後3時30分

※ 前半は「令和5年度子ども・若者会議活動報告会」を実施

場 所：パルティセと5階アリーナ

テーマ：①好きなこと（夢中になれることなど）はなんですか？

好きな場所（ホッとできる場所など）はどこですか？

②どんな大人になりたいですか？

③瀬戸市がどんなまちになったら嬉しいですか？

※ グループワークで使用したワークシート



① 「好きなこと（夢中になれることなど）はなんですか？好きな場所（ホッとできる場所など）はどこですか？」のテーマでいただいた意見

好きなこと（夢中になれることなど）	好きな場所（ホッとできる場所など）
● 絵を描く ● ゲーム、ボードゲーム ● 本・漫画を読む ● 音楽を聴く、歌う、楽器を弾く ● 部活、勉強 ● テレビ・アニメ・TikTok・YouTube を見る ● スポーツをする・観戦する ● 友だちと会う・話す ● 寝る ● のんびりする、散歩する	● 自分の家・部屋・机 ● 友だちの家、おばあちゃんの家 ● ベッドの上、布団、布団の中 ● 学校、クラス、塾 ● 図書館・図書室、本屋・書店 ● ボウリング場、ゲームセンター ● せと“ここ” ほっとルーム ● 動物園、水族館、猫カフェ ● 友だちなどがある空間 ● 静かな場所



以上の意見を踏まえ、子ども・若者が多様な体験や様々な人との交流ができ、安心して過ごせる場所が提供できるよう、「子ども・若者の居場所づくり」を重点事業に掲げ、取り組んでいきます。

② 「どんな大人になりたいですか？」のテーマでいただいた意見

● 差別をしない優しい大人、家族や友だちのことを大切にできる大人 ● 困っている人を助ける大人、人に寄り添える大人 ● 子どもや若者の意見を尊重できる大人 ● 役に立てる大人、頼りにされる大人、尊敬されるような大人、何でもできる大人 ● 向上心のある大人、努力し続ける大人、自信を持って前に出ていける大人 ● 自分の好きなことを仕事にしている大人 ● 笑顔で過ごせる大人 ● 子どもを大切にできる大人、子どもに優しくできる大人、子どものために行動できる大人 ● おもしろい大人	など
--	----



以上の意見を踏まえ、子ども・若者が将来、精神的にも自立的にも自立し、それぞれが描く大人になれるよう、「こども若者家庭センター事業の充実」を重点事業に掲げ、取り組んでいきます。

③ 「瀬戸市がどんなまちになったら嬉しいですか？」のテーマでいただいた意見

● 人々が行きかう商店街も活気づいているまち、あいさつがあふれる活気あるまち ● すべての人に優しくしっかりとした政策をとってくれる頼れるまち ● 子どもや若者がより生きやすく楽しめるまち、子ども・親子に優しいまち ● すべての人に寄り添うまち、お互いが助け合えるまち、みんなが優しくし合えるまち ● 伝統を守りつつ新しいことにも挑戦するまち、歴史と共存できるまち ● 誰でも安心して暮らせるまち、悪人のいないまち ● ごみがなくすっきりとしたまち ● 車椅子でも通れる道にしてほしい ● 日本の焼物と言ったら1番初めに出てくるくらい有名になってほしい ● 役所や議会が市民を第一に考えて動いてくれるまち	など
---	----



以上の意見を踏まえ、子ども・若者が意見を表明できる機会と場を拡充し、その意見を政策や計画に反映できるよう、「子ども・若者の意見の実現」を重点事業に掲げ、取り組んでいきます。

(1) 調査の目的

次期計画を策定するため、本市の子ども施策に係る現状と課題を把握し、その基礎資料とするため子ども自身とその保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

子ども自身を対象とする調査は、小学5年生、中学2年生、17歳（高校2年生相当）の方全員と青年（19～29歳）から無作為に選ばれた1,000人です。

保護者を対象とする調査は、6歳児保護者、小学5年生保護者、中学2年生保護者の方全員です。

(3) 調査期間

令和5年12月4日～12月25日

(4) 調査方法

調査の回答URL（二次元コード）を記載したものを郵送配布し、WEB上で回収を行いました。

(5) 回収状況

調査票の種類	配布数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
小学5年生児童	1,135	754	66.4
中学2年生生徒	1,144	625	54.6
17歳（高校2年生相当）	1,158	354	30.6
青年（19～29歳）	996	185	18.6
6歳児保護者	1,003	440	43.9
小学5年生保護者	1,135	514	45.3
中学2年生保護者	1,144	349	30.5

(1) 意見募集期間 : 令和7年1月6日～2月5日

(2) 意見提出人数 : 3人

(3) いただいた意見件数 : 36件

(4) 意見への対応

A 意見を踏まえて、案の修正をするもの	14件
B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	9件
C 今後の事業実施の参考とするもの	13件
D その他（本計画案に対する意見ではないものなど）	0件